

特別委員会の概要

1. 特別委員会の設置

大規模買付行為に関する当社取締役会の対応及び判断について、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会の決議により特別委員会を設置する。

2. 委員の選任

- ① 特別委員会の委員は、3名以上、5名以内とする。
- ② 委員の選任及び解任は、当社取締役会の決議によるものとする。
- ③ 特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している弁護士、公認会計士、学識経験者、経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者などの中から選任する。

3. 委員の任期

特別委員会の委員の任期は、就任後最初に到来する「大規模買付行為への対応方針」の有効期限までとする。

4. 特別委員会の役割

- ① 特別委員会は、大規模買付者から提供を受けた情報及び当社取締役会の意見等を当社取締役会から提供を受け、次の事項につき第三者的かつ専門的立場から検討、評価、判断を行い、当社取締役会に対し意見、助言等を行うものとする。特別委員会は、かかる意見、助言等に当たっては、当社の企業価値若しくは株主共同の利益に資するか否かの観点から判断するものとし、当社の経営陣の保身に協力することを目的としてはならない。
 - (1) 大規模買付者により提供された情報が、当社株主の判断のために十分か否か。
 - (2) 大規模買付行為が、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損するか否か。
 - (3) 当社取締役会が講じる対抗措置が、客観的かつ合理的な判断によるものであり、必要かつ相当なものか否か。
 - (4) その他、当社取締役会が諮問を求める事項。
- ② 特別委員会は、当社の費用負担において、弁護士、公認会計士、証券会社及び投資銀行等の外部専門家に検討に必要な助言を求めることができるものとする。
- ③ 当社取締役会は、特別委員会及び社外監査役を含む当社監査役の意見、助言等を最大限尊重のうえ、最終的な決定を行うものとする。

5. 特別委員会委員の氏名及び略歴（敬称略）

早坂 昇一 （はやさか しょういち）

昭和41年 8月 公認会計士登録（現在に至る）

昭和47年 4月 監査法人トーマツ入社

昭和49年10月 同社代表社員

平成 元年 6月 同社専務代表社員

平成 9年 6月 デロイト トーマツ コンサルティング株式会社取締役会長

平成15年 6月 マスミューチュアル生命保険株式会社常勤監査役（現職）

平成18年10月 当社特別委員会委員（現任）

河内 悠紀 （かわち ゆうき）

昭和 41 年 4 月 東京地方検察庁検事
平成 9 年 4 月 京都地方検察庁検事正
平成 10 年 7 月 法務総合研究所所長
平成 11 年 12 月 仙台高等検察庁検事長
平成 13 年 11 月 名古屋高等検察庁検事長
平成 14 年 6 月 大阪高等検察庁検事長
平成 15 年 3 月 弁護士登録（現在に至る）
平成 18 年 10 月 当社特別委員会委員（現任）

池田 弘一（いけだ こういち）

昭和 38 年 4 月 アサヒビール株式会社入社
平成 8 年 3 月 同社取締役
平成 9 年 3 月 同社常務取締役
平成 11 年 3 月 同社専務取締役
平成 14 年 1 月 同社代表取締役社長
平成 18 年 3 月 同社代表取締役会長（現職）
平成 18 年 10 月 当社特別委員会委員（現任）

以上